

駐車場法の技術的基準

(駐車場法施行令第6条 この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものに適用する。) 駐車場名

(1) 出入口 (施行令第7条)	☐ 道路交通法第44条各号に掲げる道路 ☐ 交差点・横断歩道・自転車横断帯・踏切・軌道敷内・坂の頂上付近・勾配の急な坂・トンネルに設けていないか ☐ 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分でないか ☐ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分でないか ☐ 安全地帯の左側の部分及び前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分でないか ☐ バスの停留所の標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分でないか ☐ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分でないか ☐ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内の部分でないか ☐ 小学校・特別支援学校(盲学校、聾学校、養護学校)・幼稚園・保育所・知的障害児通園施設・肢体不自由児通園施設・情緒障害児短期治療施設・児童公園・児童遊園または児童館の出入口から20m以内の部分でないか ☐ 橋・幅員が6m未満の道路・縦断勾配が10%を超える道路ではないか ☐ 駐車場が2面以上の道路に接している場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けているか ☐ 自動車の駐車のために供する部分の面積が6000㎡以上の駐車場は、出入口を分離した構造としそれらの間隔を10m以上としているか (※ 前面道路が中央分離帯等によって往復の方向別に分離されている場合は適用外とする) ☐ 自動車の回転を容易にするため、必要があるときは隅切りを設けることとし、その長さは1.5m以上としているか ☐ 出口付近の構造は、出口から2m後退した位置の車路の中心線上1.4mの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右60度ずつの範囲を視認できているか (※ 特定自動二輪車専用駐車場の場合は、出口から1.3m後退し地上1.4mの視点で左右60度ずつの範囲を視認できること) ☆ 上記の規定は、国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては適用しない(施行令第7条第2項) 《 交差点の側端又はそこから5m以内の道路部分・トンネル・橋 》
(2) 車路 (施行令第8条)	☐ 車路の幅員は5.5m以上あるか(一方通行の場合は3.5m以上、駐車料金の徴収施設が設置されており歩行者の通行のために供さない部分については2.75m以上) (※ 特定自動二輪車専用駐車場の場合は、車路の幅員は3.5m以上あるか(一方通行の場合は2.25m以上、駐車料金の徴収施設が設置されており歩行者の通行のために供さない部分については1.75m以上)) ☐ 建築物である駐車場の梁下の高さは2.3m以上であるか ☐ 屈曲部は自動車を5m以上の内法半径で回転させることができる構造であるか(ターンテーブルが設置されているものを除く) (※ 特定自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあっては、3m以上の内法半径で回転させることができる構造) ☐ 傾斜部の縦断勾配は17%以下であるか ☐ 傾斜部の路面は滑りにくい材料で仕上げているか

(3) 車室 (施行令第9条)	☐ 建築物である駐車場の場合、駐車の用に供する部分の梁下の高さは2.1m以上であるか
(4) 避難階段 (施行令第10条)	☐ 建築物である駐車場の場合、避難階段を適切に設置しているか
(5) 防火区画 (施行令第11条)	☐ 建築物である駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を設置する場合、耐火構造の壁または特定防火設備によって区画されているか
(6) 換気装置 (施行令第12条)	☐ 建築物である駐車場の場合、内部の空気を10回／時以上直接外気と交換する能力を有する装置の設置、もしくは、窓等の開口部がある階で、その開口部の換気に有効な面積が床面積の1／10以上であるか
(7) 照明装置 (施行令第13条)	☐ 建築物である駐車場の場合、下記の必要な照明装置を設置しているか (車路の路面について、10ルクス以上あるか・駐車の用に供する部分の床面について、2ルクス以上あるか)
(8) 警報装置 (施行令第14条)	☐ 建築物である駐車場の場合、自動車の出入等の安全確保のため、必要な警報装置を設置しているか